

## 第 26 回新型コロナウイルス担当理事者会

- 1 自宅療養者オンライン診療について 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に 15-64 歳の軽症者は医療機関に行く前に自宅でコロナ検査を施行して陽性であれば登録センターに連絡して登録センターが発生届などを対応することがすでに決定していました。その延長として、自宅療養者の処方などをオンライン診療で行うことを県が進める予定です。議決が12月20日で予算がついた後感染状況により開始する予定です。
- 2 診療・検査医療機関受付状況確認システム 12月14日に県からメールで連絡があったものです。患者さんが受付可能な医療機関を探ことができ、医療機関側は現在の状況を1 受付可 2 受付枠残り少ない 3 受付不可 4 要問合せの中から選んで表示することが可能になるシステムです。こちらも議決が20日で21日から実行開始予定です。

- 3 新型コロナウイルス感染症外来医療ひっ迫対策費 1  
2月15日に県からメールが届いた分です。12 月 25  
日から 1 月 9 日の間で決められた時間外の時間に発  
熱外来を行った際に協力金を給付する制度です。
- 4 緊急包括支援交付金の病床確保料の調整措置につ  
いて 調整措置＝減額になります。5 つの条件のいず  
れかに該当する医療機関については調整対象から外  
れますので該当医療機関は必ず確認の上手続きをし  
てください。
- 5 ゾコーバについて 12月14日に県からメール連絡が  
あった分です。ゾコーバは 11 月 22 日に緊急承認さ  
れましたが併用禁忌薬が多いことからいままではパキ  
ロビット処方実績のある医療機関のみで扱われてい  
ましたが使用拡大となり申請を行った診療・検査医療  
機関で使用できるようになりました。詳細はメールを  
確認ください。